

## 喜多方市常勤医師応援事業補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、地域医療体制を維持するため、医師が市内医療機関に常勤医師として勤務した場合に、喜多方市補助金等の交付等に関する規則（平成18年喜多方市規則第48号。以下「規則」という。）及びこの要綱の定めるところにより、予算の範囲内で補助金を交付する。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 医療機関 医療法（昭和23年法律第205号）第1条の5第1項に規定する病院若しくは同条第2項に規定する診療所（公衆のため医業を行う場所に限る。）をいう。
- (2) 医師 医師法（昭和24年5月14日法律第66号）第6条に規定する免許を有する者をいう。
- (3) 常勤医師 1医療機関に1週間当たり32時間以上勤務する者をいう。

(補助金の交付対象者)

第3条 補助金の交付対象となる者は、次の各号に掲げる要件を全て満たすものとする。

- (1) 常勤医師として市内の医療機関に勤務し、5年以上継続して勤務する意思があること。
- (2) 常勤医師として勤務した日において、年齢が50歳以下であること。
- (3) 常勤医師として令和6年4月1日以降に医療機関に勤務し、かつ勤務した日から起算して1年を経過していること。
- (4) 市内に住所を有すること。
- (5) 喜多方市暴力団排除条例（平成24年喜多方市条例第32号）第2条第2号に規定する暴力団員又は同条第3号に規定する暴力団員等でないこと。
- (6) 市税の滞納がないこと。
- (7) 勤務した医療機関が市の指定管理を受けていないこと。
- (8) この補助金と目的が重複する市の他の補助金の交付を受けていないこと。

(補助金の額)

第4条 補助金の額は、100万円とする。

2 補助金の交付は、交付対象者1人につき1回限りとする。

(交付の申請)

第5条 補助金の交付申請をしようとする者は、補助金の交付申請書（様式第1号）に、次に掲げる書類を添えて市長に提出しなければならない。ただし、市長が添付の必要がないと認めた書類等については、省略することができる。

- (1) 常勤医師就労証明書（様式第2号）
- (2) 常勤医師であることが分かる書類（雇用契約書の写し）
- (3) 本人が記載された住民票の写し（市の公簿等の確認に同意している者は除く。）

(4) 納税証明書（市の公簿等の確認に同意している者は除く。）

(5) その他市長が必要と認める書類

2 前項の申請は、第3条各号の要件を全て満たした日から、1年を経過する日までの間に申請しなければならない。ただし、市長がやむを得ないと認めるときは、この限りでない。

（交付の決定）

第6条 市長は、前条の規定による申請があったときは、速やかにその内容を審査の上、交付の可否を決定し、補助金の交付決定（不決定）通知書（様式第3号）により申請者に通知するものとする。

（実績報告等）

第7条 規則第13条の規定による実績報告は、第5条の規定による申請書の提出をもってなされたものとみなす。

（補助金の交付の請求）

第8条 第6条の規定による交付の決定を受けた者が、補助金の交付を受けようとするときは、補助金の交付請求書（様式第4号）を市長に提出しなければならない。

（補助金の返還）

第9条 市長は、補助金の交付を受けた者が、次の各号のいずれかに該当するときは、補助金の返還通知書（様式第5号）により、期限を定めてその返還を命ずるものとする。

(1) 第3条に規定する要件を欠くに至ったとき

(2) 虚偽その他不正な手段により補助金の交付を受けたとき

2 前項の規定による補助金の返還額は、前項第1号に規定する場合にあっては月割りにより計算するものとし、同項第2号に規定する場合にあっては全額とする。

3 前項の規定による月割額に千円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てるものとする。

（補助金の返還免除）

第10条 市長は、補助金の交付を受けた者が災害、病気等やむを得ない事情により第3条に規定する要件を欠くに至ったものと認めるときは、補助金の返還を免除することができる。

（その他）

第11条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和6年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和7年4月1日から施行する。